

注 記 事 項
(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成11年9月30日)	当中間会計期間末 (平成12年9月30日)	前事業年度末 (平成12年3月31日)
※1. 銀行法第2条第8項に規定する子会社の株式総額 214,034百万円 ※3. 自己株式のうち、商法第210条ノ2第2項第3号に定める自己株式はありません。 ※4. 貸出金のうち、破綻先債権額は172,391百万円、延滞債権額は864,068百万円であります。 なお、前事業年度末から自己査定の結果に基づき、自己査定上の「破綻先債権」を破綻先債権として、「実質破綻先債権・破綻懸念先債権」を延滞債権としており、これらの貸出金の未収利息を収益不計上としております。 このため、破綻先債権額には従来採用していた基準によれば、3カ月以上延滞債権となるもの19,331百万円、貸出条件緩和債権となるもの17,771百万円が含まれており、同様に、延滞債権額には従来採用していた基準によれば、3カ月以上延滞債権となるもの168,048百万円、貸出条件緩和債権となるもの15,179百万円、延滞債権に該当しなくなるもの474,894百万円が含まれております。 なお、「中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「5. 引当金の計上基準」に記載されている取立不能見込額の直接減額により、前中間期と同一の方法によった場合に比べ、破綻先債権額は435,464百万円、延滞債権額は433,264百万円減少しております。 ※5. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は65,538百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。	※1. 銀行法第2条第8項に規定する子会社の株式総額 233,644百万円 ※2. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」、「その他資産」中の保管有価証券等及び「特定取引資産」中の商品有価証券に合計665,568百万円含まれております。 ※3. 同 左 ※4. 貸出金のうち、破綻先債権額は165,689百万円、延滞債権額は965,859百万円であります。 なお、自己査定の結果に基づき、自己査定上の「破綻先債権」を破綻先債権として、「実質破綻先債権・破綻懸念先債権」を延滞債権としており、これらの貸出金の未収利息を収益不計上としております。 ※5. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は53,548百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。	※1. 銀行法第2条第8項に規定する子会社の株式総額 223,835百万円 ※3. 同 左 ※4. 貸出金のうち、破綻先債権額は156,629百万円、延滞債権額は1,067,715百万円であります。 なお、自己査定の結果に基づき、自己査定上の「破綻先債権」を破綻先債権として、「実質破綻先債権・破綻懸念先債権」を延滞債権としており、これらの貸出金の未収利息を収益不計上としております。 ※5. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は35,296百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

前中間会計期間末 (平成11年9月30日)	当中間会計期間末 (平成12年9月30日)	前事業年度末 (平成12年3月31日)																												
※6. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は654,663百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※7. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,756,660百万円であります。 ※8. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の期末残高の総額は、501,148百万円であります。	※6. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は161,550百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※7. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,346,646百万円であります。 なお、上記4. から7. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 ※9. 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形等の額面金額は、782,095百万円であります。 ※10. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 <table><tr><td>有価証券</td><td>850,931百万円</td></tr><tr><td>貸出金</td><td>1,373,409百万円</td></tr></table> 担保資産に対応する債務 <table><tr><td>預金</td><td>66,261百万円</td></tr><tr><td>コールマネー</td><td>1,119,889百万円</td></tr><tr><td>売渡手形</td><td>278,400百万円</td></tr><tr><td>借入金</td><td>3,890百万円</td></tr><tr><td>その他負債(借入金等)</td><td>157,472百万円</td></tr></table> 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券807,858百万円、貸出金6,606百万円、その他資産(保管有価証券等)165,452百万円を差し入れております。 なお、動産不動産のうち保証金権利金は97,538百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は5,129百万円、債券借入取引担保金は157,550百万円であります。	有価証券	850,931百万円	貸出金	1,373,409百万円	預金	66,261百万円	コールマネー	1,119,889百万円	売渡手形	278,400百万円	借入金	3,890百万円	その他負債(借入金等)	157,472百万円	※6. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は412,735百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※7. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,672,375百万円であります。 なお、上記4. から7. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 ※10. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 <table><tr><td>有価証券</td><td>574,600百万円</td></tr><tr><td>貸出金</td><td>1,113,092百万円</td></tr></table> 担保資産に対応する債務 <table><tr><td>預金</td><td>74,354百万円</td></tr><tr><td>コールマネー</td><td>650,000百万円</td></tr><tr><td>売渡手形</td><td>295,700百万円</td></tr><tr><td>借入金</td><td>5,363百万円</td></tr><tr><td>その他負債(借入金等)</td><td>67,000百万円</td></tr></table> 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券1,083,411百万円、貸出金9,606百万円、その他資産(保管有価証券等)97,000百万円を差し入れております。	有価証券	574,600百万円	貸出金	1,113,092百万円	預金	74,354百万円	コールマネー	650,000百万円	売渡手形	295,700百万円	借入金	5,363百万円	その他負債(借入金等)	67,000百万円
有価証券	850,931百万円																													
貸出金	1,373,409百万円																													
預金	66,261百万円																													
コールマネー	1,119,889百万円																													
売渡手形	278,400百万円																													
借入金	3,890百万円																													
その他負債(借入金等)	157,472百万円																													
有価証券	574,600百万円																													
貸出金	1,113,092百万円																													
預金	74,354百万円																													
コールマネー	650,000百万円																													
売渡手形	295,700百万円																													
借入金	5,363百万円																													
その他負債(借入金等)	67,000百万円																													

前中間会計期間末 (平成11年9月30日)	当中間会計期間末 (平成12年9月30日)	前事業年度末 (平成12年3月31日)
※12. 動産不動産の減価償却累計額 247,420百万円 ※13. 動産不動産の圧縮記帳額 34,393百万円 (当中間期圧縮記帳額 一百万円) ※14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,696,291百万円が含まれております。 ※15. 社債は全額、永久劣後特約付社債であります。 ※16. 特別法上の引当金は次のとおり計上しております。 金融先物取引責任準備金9百万円 金融先物取引法第82条の規定に基づく準備金であります。 ※17. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。 なお、評価差額については、前中間期は全額を「再評価差額金」として負債の部に計上していましたが、平成11年3月31日の同法律の改正により、当中間期は当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しております。これに伴い、従来の方法に比べ、負債の部は47,492百万円減少し、資本の部は47,492百万円増加しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出	※11. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失としてその他資産に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は106,845百万円、繰延ヘッジ利益の総額は77,226百万円であります。 ※12. 動産不動産の減価償却累計額 244,715百万円 ※13. 動産不動産の圧縮記帳額 32,054百万円 (当中間期圧縮記帳額 一百万円) ※14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,544,962百万円が含まれております。 ※15. 社債には、劣後特約付社債150,000百万円が含まれております。 ※16. 特別法上の引当金は次のとおり計上しております。 金融先物取引責任準備金9百万円 ※17. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出	※12. 動産不動産の減価償却累計額 252,361百万円 ※13. 動産不動産の圧縮記帳額 33,872百万円 (当期圧縮記帳額 一百万円) ※14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,664,671百万円が含まれております。 ※15. 社債には、永久劣後特約付社債100,000百万円が含まれております。 ※16. 特別法上の引当金は次のとおり計上しております。 金融先物取引責任準備金9百万円 ※17. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 23,583百万円

(中間損益計算書関係)

前 中 間 会 計 期 間 (自 平成11年4月1日) (至 平成11年9月30日)	当 中 間 会 計 期 間 (自 平成12年4月1日) (至 平成12年9月30日)	前 事 業 年 度 (自 平成11年4月1日) (至 平成12年3月31日)
※1. 減価償却実施額は下記のとおり であります。 建物・動産 8,384百万円 そ の 他 5,758百万円	※1. 減価償却実施額は下記のとおり であります。 建物・動産 5,578百万円 そ の 他 6,651百万円 ※2. その他経常収益には、株式関連 派生商品に係る収益73,244百万円 を含んでおります。 ※3. その他経常費用には、貸出金償 却74,755百万円、株式等償却 32,538百万円を含んでおります。 また、貸倒引当金取崩超過額2百 万円はその他経常費用の控除項目 としております。	※1. 減価償却実施額は下記のとおり であります。 建物・動産 16,816百万円 そ の 他 11,746百万円 ※2. その他経常収益には、株式等売 却益406,308百万円を含んでおり ます。 ※3. その他経常費用には、貸倒引当 金繰入額155,208百万円、貸出金 償却113,381百万円、関係会社支 援のための損失61,116百万円、債 権売却損失引当金繰入額55,466百 万円、株式会社共同債権買取機構 へ不動産担保付債権を売却したこ とによる損失37,369百万円を含ん でおります。 ※4. 特別損失には、動産不動産処分 損6,817百万円を含んでおりま す。
※3. その他経常費用には、貸出金償 却50,726百万円、株式等償却 15,193百万円を含んでおります。	※4. 特別損失には、退職給付会計導 入に伴う会計基準変更時差異の費 用処理額18,180百万円を含んでお ります。	

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成11年4月1日 至 平成11年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成12年4月1日 至 平成12年9月30日)	前事業年度 (自 平成11年4月1日 至 平成12年3月31日)
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額 動 産 取得価額相当額 53,817百万円 減価償却累計額 29,276百万円 相 当 額 中間期末残高 24,541百万円 相 当 額 (注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 ・未経過リース料 中間期末残高相当額 1年内 1年超 合 計 7,825百万円 16,715百万円 24,541百万円 (注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。 ・当中間期の支払リース料 4,460百万円 ・減価償却費相当額 4,460百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 1年内 1年超 合 計 1,143百万円 4,316百万円 5,460百万円	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額 動 産 取得価額相当額 47,531百万円 減価償却累計額 24,030百万円 相 当 額 中間期末残高 23,500百万円 相 当 額 (注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 ・未経過リース料 中間期末残高相当額 1年内 1年超 合 計 6,988百万円 16,511百万円 23,500百万円 (注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。 ・当中間期の支払リース料 4,001百万円 ・減価償却費相当額 4,001百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 1年内 1年超 合 計 1,126百万円 6,441百万円 7,568百万円	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 動 産 取得価額相当額 54,039百万円 減価償却累計額 32,868百万円 相 当 額 期 末 残 高 21,170百万円 相 当 額 (注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 ・未経過リース料 期末残高相当額 1年内 1年超 合 計 6,879百万円 14,290百万円 21,170百万円 (注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。 ・当期の支払リース料 8,385百万円 ・減価償却費相当額 8,385百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 1年内 1年超 合 計 942百万円 6,181百万円 7,124百万円

(有価証券関係)

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

(金額単位：百万円)

種 別	当中間会計期間末 (平成12年9月30日)		
	中 間 貸 借 対 照 表 計 上 額	時 価	差 額
子 会 社 株 式	59,057	64,749	5,691
関 連 会 社 株 式	—	—	—
合 計	59,057	64,749	5,691

(注) 時価は、当中間会計期間末日における市場価格等に基づいております。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成11年4月1日) (至 平成11年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成12年4月1日) (至 平成12年9月30日)	前事業年度 (自 平成11年4月1日) (至 平成12年3月31日)
		1. 当行は、平成12年5月22日に株式会社住友銀行との間で合併契約を締結しました。当該合併契約書は、平成12年6月29日開催の当行の第10期定時株主総会および株式会社住友銀行の第156期定時株主総会（いずれも普通株式にかかる種類株主総会を兼ねる。）において、また、当行の平成12年6月29日開催の第二回優先株式にかかる種類株主総会および平成12年6月28日開催の第三回優先株式（第二種）にかかる種類株主総会ならびに平成12年6月28日開催の株式会社住友銀行の第1回第一種優先株式および第2回第一種優先株式にかかる種類株主総会において、それぞれ承認可決されました。 合併契約書の要旨、株式会社住友銀行の最近事業年度末の貸借対照表（要約）等は「第5 経理の状況 1. 中間連結財務諸表等（1）中間連結財務諸表 注記事項」中の（重要な後発事象）に記載のとおりであります。 2. 当行は、株式会社みなと銀行をグループ（連結対象会社）化するために、同行の株主に対しまして、下記内容の株式公開買付け（TOB）を実施しております。 記 ・買付け期間：平成12年6月13日から7月24日まで ・買付け価格：1株につき240円 ・買付け株数：上限—142百万株、下限—53百万株 また、株式会社みなと銀行の株式取得と同時に、関係当局の認可を条件として、兵庫県下の20ヶ店を株式会社みなと銀行に譲渡する予定であり、これら及び業務提携等を通じ、当行の重要な営業基盤であります兵庫県のお客さまの金融利便性を損なうことなく、店舗配置等の効率化を円滑かつ迅速に進めることが可能となるとともに、グループ全体で重要なリテール業務が強化できるものと考えております。

(2) そ の 他

中間配当（商法第293条ノ5の規定による金銭の分配）

平成12年11月21日開催の取締役会において、第11期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金総額	17,853百万円
1株当たりの中間配当金	
第二回優先株式	7円50銭
第三回優先株式 (第二種)	6円85銭
普通株式	3円00銭